

令和6年度 介護保険施設等に係る運営指導等の 実施状況等について

富山市指導監査課

富山市の介護保険施設等に係る運営指導等の指導周期

- ▶ 社会福祉法人 原則として3年に1回
- ▶ 介護保険施設等 原則として3年に1回
- ▶ 介護サービス事業所等 原則として5年に1回（社会福祉法人が運営するものは3年に1回）

※ 新規事業所は指定から1年を目安に実施します。

※ 過去の運営指導等における指導状況によっては、上記の指導周期よりも短い周期で実施することがあります。

令和6年度運営指導等の実施状況

令和7年3月1日現在

区 分	計画数	実施数
社会福祉法人	4	2
介護保険施設等	23	13
介護サービス事業所等	275	193
合計	302	208

令和6年度実施事業（介護予防事業含む）：

【介護保険施設等】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護サービス事業所等】訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援

サービスの質の確保と保険給付の適正化 に向け特に留意していただきたい事項

(令和6年度運営指導等による主な指摘・指導事項から抜粋)

※この資料において示す事例及び解説は、令和6年度までに行った運営指導による指摘・指導事項例です。

I 人員に関する事項

I 人員に関する事項

▶ 人員配置基準の遵守について（勤務体制の確保）

【指摘・指導事項例】

- ・ 兼務する業務別に勤務時間の区分けが明確になっていない。
- ・ 月ごとの勤務表を作成していない。

従業者が必要数確保され、適正に配置されているか確認できるよう、また、加算等の要件を満たしているか確認できるよう、勤務（予定）表は、事業所（施設）ごとに**月ごとに作成**し、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の**日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種との兼務関係を明確**にしたものとしてください。

※事業によっては、常勤換算方法による従業者の数や前年度の利用者数の平均値等の把握が必要となります。

◎従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の標準様式について、厚生労働省ホームページに掲載されています。

〈厚生労働省：介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化〉

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

Ⅱ 運営に関する事項

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体的拘束等の適正化について（１／４）

【指摘・指導事項例】

- ・委員会が３月に１回以上開催されていない。
- ・委員会や研修を実施したことの記録がされていない。

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければいけません。

（対象：居住系、施設系、短期入所系、多機能系サービス ※令和７年３月３１日まで、短期入所系、多機能系サービスは努力義務）

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化のための研修を実施すること。

* 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、上記すべての措置を講じてください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体的拘束等の適正化について（2／4）

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。

- イ 事業所（施設）における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所（施設）内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（3／4）へ続く→

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体的拘束等の適正化について（3／4）

【指摘・指導事項例】

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合について、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録が不十分である。

身体的拘束等は原則禁止されていますが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者（又は入所者）の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録してください。また、緊急やむを得ない理由については、「切迫性」、「非代替性」及び「一時性」の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。

※このことについては、令和6年度からは居住系、施設系、短期入所系、多機能系サービスに加え、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援についても義務付けられました。

（4／4）へ続く→

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 身体的拘束等の適正化について（4／4）

身体的拘束等の適正化について（1／4） から（3／4） に記載の運営基準を満たしていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。（令和6年度までは居住系、施設系サービスが対象。短期入所系、多機能系サービスは令和7年3月31日までは経過措置期間。）

身体拘束廃止未実施減算：事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者及び入居者全員について所定単位数の100分の10（短期入所系、多機能系サービスは100分の1）に相当する単位数を所定単位数から減算

* 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、運営基準を満たしていない場合は減算となるので注意してください。

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 栄養管理について（1 / 2） ※施設系サービスが対象

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければいけません。

- ・ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した**栄養ケア計画を作成**すること。
（施設サービス計画との整合性を図ること。）
- ・ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、**管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録**すること。
- ・ 入所者ごとの**栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価**し、必要に応じて**当該計画を見直す**こと。
- ・ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、国通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号、老老発0315第2号）を参考としてください。

（2 / 2）へ続く→

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 栄養管理について（2／2） ※施設系サービスが対象

栄養士又は管理栄養士の員数若しくは（1／2）に記載の栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合は、**栄養管理に係る減算**が適用されます。

栄養管理に係る減算：事実が生じた翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数（1日につき14単位）が減算される。
（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 口腔衛生の管理について（1 / 2）

※施設系サービスが対象（令和6年度報酬改定にて、特定施設入居者生活介護も対象となった。令和9年3月31日まで努力義務。）

【指摘・指導事項例】

- ・施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していない。

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければいけません。

口腔衛生の管理は、入所者の口腔の健康状態に応じて次頁の手順により計画的に行ってください。

（2 / 2）へ続く→

Ⅱ 運営に関する事項

▶ 口腔衛生の管理について（2／2）

※施設系サービスが対象（令和6年度報酬改定にて、特定施設入居者生活介護も対象となった。令和9年3月31日まで努力義務。）

- ①歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という）が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ②施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
（②は施設系サービスのみ。地域密着型を除く。）
- ③①の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること。必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。
- ④医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は③の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

Ⅲ 報酬に関する事項

Ⅲ 報酬に関する事項

▶ 加算の算定について

【指摘・指導事項例】

- ・ 各種加算要件を満たしていない。

加算は、各サービスの基本の報酬算定における運営基準や人員の配置基準よりも厳しい要件を満たした上で、基本となるサービスよりも手厚いサービスを利用者に提供したこと等が評価されて、請求が可能となる報酬です。そのため、各種加算の算定要件を満たしている事実を確認できるように記録を残しておく必要があります。しかしながら、運営指導において、加算の算定要件を満たしていることについて確認できる記録を残していない事例や、加算の算定要件の理解に誤りがあったため要件を満たしていなかった事例が見受けられます。

加算を算定する場合は、加算に関する法令や通知等をよく確認した上で、加算の算定要件を満たしていることが確認できるように記録を残してください。また、従業者の勤務の体制に変更があった場合等には、加算の要件を満たしているか再確認してください。

その他留意事項

その他留意事項

- ▶ 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するため、指定基準、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、介護サービスに関するQ & A等を確認してください。

※各出版社から発行されている指定基準等の解釈に関する書籍等や、WAMNET内に介護サービスに関するQ & Aの検索システムがありますので、活用してください。特に、令和6年度制度改正・報酬改定の内容については、変更点等に注意し、適正な事業運営に努めてください。

- ▶ サービスの質の確保のため留意していただきたい事項については、厚生労働省ホームページに掲載されている「介護保険施設等運営指導マニュアル」別添「確認項目及び確認文書」を活用し確認してください。

〈厚生労働省：介護保険施設等運営指導マニュアルについて〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

- ▶ 運営指導等の流れや留意事項等については、富山県厚生部高齢福祉課と連名で掲載している集団指導資料を精読してください。
- ▶ これまでの運営指導における主な指摘・指導事項及び留意事項については、令和7年4月末を目途に富山市ホームページに掲載予定ですので、ご確認ください。